

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたもので、本年度版は11回目となります。

はがきや手紙などの「信書」の送達の事業について民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「信書便法」といいます。）」が、平成15年4月に施行されました。それから12年あまりが経過し、信書便事業への参入事業者は平成26年度末現在で436者を数え、取扱通数も毎年着実に増加するなど、信書便事業は社会の中で確実に広がりを見せています。

信書便市場においては、巡回集配サービスや自転車・バイクなどによる急送サービス、慶弔メッセージカードの配達サービスをはじめ、利用者のニーズを踏まえたきめの細かい様々なサービスが提供されています。また、警備業者や福祉事業者など、貨物運送業を本業としない事業者の参入が見られるなど、サービスの提供主体にも広がりが生じています。

また、昨年の信書便法改正により、特定信書便役務の業務範囲が規制緩和されるなど、新サービスの開発等による信書便市場の更なる活性化が期待されています。

本年報では、こうした信書便事業の現況について、信書便法改正の内容を含めた説明やデータに加え、代表的なサービスの流れや事業者の声などのトピックを織り交ぜながら紹介しています。また、信書便制度の周知など信書便事業に関する総務省の取組や、信書便事業の開始手続などについても、分かりやすい形で掲載しています。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成 28 年 3 月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

はじめに

本 編

第 1 章 信書便事業の概況

第 1 節 信書便事業とは	2
① 「信書」とは	2
② 信書便法の目的	4
③ 信書便事業の類型	4
④ 主な信書便サービス	6
① 巡回集配サービス	6
コラム 公文書集配業務の信書便事業者への委託状況	7
② 定期集配サービス	8
③ ビジネス文書の急送サービス	9
④ メッセージカードの配達サービス	10
第 2 節 信書便事業の現況	11
① 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移	11
② 参入事業者の規模、主たる事業	12
③ 地域別参入状況	13
④ 引受通数の推移	14
⑤ 売上高の推移	15
⑥ 事業者数と売上高の比較	15

第2章 信書便事業に関する制度及び今後の動向

第1節	他人の信書の送達に関する適法性の確保	17
	コラム 事業者の声	20
第2節	信書便制度の周知	21
第3節	信書便事業に関する施策・業界の動向	22
	① 信書便事業者協会の活動について	22
	② 信書の送達サービス受付用への115番の使用について	24
	③ 個人情報保護の推進	25
	④ 改正信書便法の概要	26
	⑤ 「特定信書便マーク」について	28
第4節	信書便事業に参入するには	29
	① 事業開始までの流れ	29
	② 事業の実施に関する許認可の基準	30
	③ 事業開始後の遵守事項	31
	④ 事後的な監督	32

資料編

資料1	民間事業者による信書の送達に関する法律	34
資料2	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則	44
	信書便に関するお問い合わせ先	53

凡例

●文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年1月24日総務省令第27号）

●法令等の内容は、平成28年2月29日現在です。